

[施策名 技術基準等の見直し]

下水道管渠道路埋設基準の改定

○施策の概要、進捗状況、継続性

下水道管渠の最小土被りは、道路法施行令第12条第4号において3 m(工事施工やむを得ない場合は1 m)としている。

各道路管理者は、同法を基本に地下埋設物の占用基準を定めており、下水道管渠の強度等の向上をふまえ、現行の道路埋設基準を見直し、最小土被りを浅くすることにより、コスト縮減を図る。

下水道関係の技術的検討を平成10年11月に終了し、建設省道路局において、平成11年3月31日付けで通達「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」を発出した。

○施策の効果

下水道関係の本格的採用は、設計の見直し、管理者との調整を考慮して平成12年度以降を予定しているが、下水道における該当管種は管径300 mm以下であり、全国で毎年発注される管渠の約80%以上が該当するため、将来的には建設費の軽減効果が拡大することが期待できる。

また、埋設深さが浅くなったことにより、土砂崩壊などによる事故の減少が期待される。

○イメージ図

管渠埋設深の低減

